

さっ ぼろ し
札 幌 市



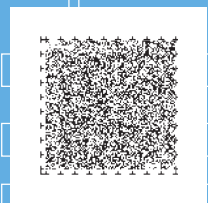
ち いき ふく し
地 域 福 祉

しゃ かい けい かく
社 会 計 画

2 0 2 4

[2024^{ねん}年度 ~ 2029^{ねん}年度]

がい よう ばん
概 要 版



けいかく さくてい 計画の策定にあたって

さくてい しゆし 策定の趣旨

しょうしこうれいか かくかぞくか しんこう しんがた かんせんしょう りゅうこうとう ちいき
 少子高齢化や核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症の流行等によって地域
 しゃかい と ま かんきょう おお へんか しみん ふくし たようか ふくざつか
 社会を取り巻く環境は大きく変化し、市民の福祉ニーズが多様化・複雑化しています。

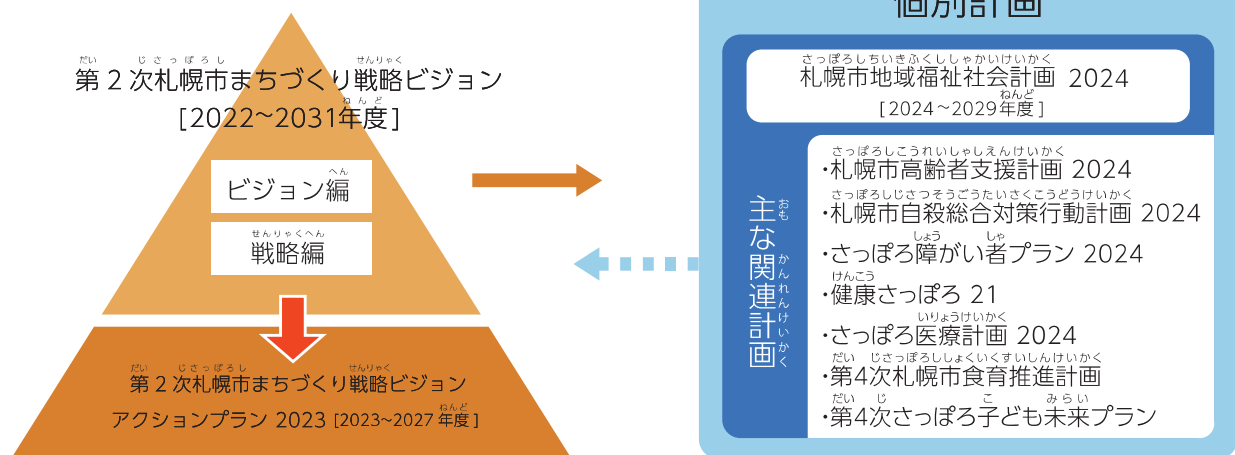
ほんけいかく かんきょう へんかとう たいおう ちいき じゅうみん ちいきふくし
 本計画は、これらの環境の変化等に対応するため、地域の住民などの地域福祉
 かつどう しゆたいてき さんか かんけいきかん じぎょうしゃおよ ぎょうせい れんけい ちいき
 活動への主体的な参加や、関係機関、事業者及び行政などの連携によって、地域
 ふくし かんれん とりくみ すす たが かんしん も ささ あ
 福祉に関連する取組を進めることで、「互いに関心を持ち、支え合い、つながり
 あ つく あんしん く つつ じつげん ちようわ もくてき
 合って、みんなで創る安心して暮らし続けられるまち」を実現することを目的と
 しています。

けいかく いち 計画の位置づけ

- しゃかいふくしほう もと しちょうそんちいきふくしけいかく
 ・社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画
- し そうごうけいかく さっぽろし せんりやく ちいきふくしぶんや こべつけいかく
 ・市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の地域福祉分野の個別計画
- ほけんふくしぶんや かくこべつけいかく ちいきふくしぶんや かか こべつしやく も こ れんけい ちようわ
 ・保健福祉分野の各個別計画の地域福祉分野に係る個別施策を盛り込み、連携・調和を
 した計画

たんどくけいかく さくてい さっぽろしせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく ほんけいかく とうごう
 ※ 単独計画として策定していた札幌市成年後見制度利用促進基本計画を本計画に統合しました。

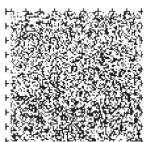
し そうごうけいかく かんけいせい <市の総合計画との関係性>



けいかく きかん 計画期間

ねんど ねんど ねんかん
 2024年度から2029年度までの6年間とします。

しゃかいじょうせい へんか ひつよう おう みなお けんとう
 (ただし社会情勢の変化などの必要に応じて見直しを検討します。)



札幌市の地域福祉分野の現状と課題

国の状況や本市の現状・背景、前計画の振り返りを踏まえて、考慮すべき主な5つの課題は以下のとおりです。

地域福祉活動に関する市民意識調査（令和4年実施）

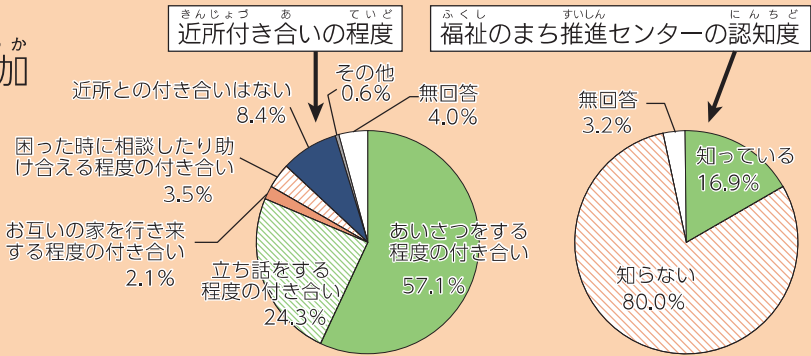
課題1 地域で支援を必要とする方の増加

課題2 社会から孤立する世帯の増加

課題3 地域福祉活動の担い手不足

課題4 地域福祉活動の認知度の低下

課題5 複合的な課題・制度の狭間等の課題を抱えた世帯の増加・顕在化



支援を必要とする人や課題を抱える世帯が支援の手から漏れることがないよう、多様な主体による連携を強化すること、地域福祉活動の認知度の上昇や担い手確保に向け、人材確保・広報活動を強化することが求められます。

札幌市が目指す地域福祉の方向性

●地域共生社会の実現

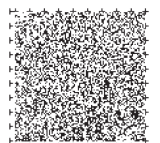
社会福祉法において明確化された「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会（地域共生社会）の実現」を目指します。

●住民に身近な圏域での体制整備

住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指し、新型コロナウイルスによって停滞した地域福祉活動のリスタート及び持続可能な地域福祉活動に向けた支援を行います。

●市区圏域での体制整備

深刻な課題が地域で埋もれることのないよう、相談支援機関等の関係機関のみならず住民主体の組織とも連携した包括的・重層的な支援が行われるような体制を目指します。



きほんりねん
基本理念

たが かんしん も ささ あ
互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、

ささ がわ ささ がわ わ
支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で役割
きょうせいしゃかい じつげん めざ ひょうげん
「共生社会」の実現を目指すことを表現

きほんもくひょう
基本目標 I

ちいき あんしん せいかつ かつどう しえん かんきょう せいび
地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

こりつ ふせ く こま かか かた ちいき あんしん せいかつ
孤立を防ぎ、暮らしにくさや困りごとを抱える方が地域で安心して生活できる
よう、地域の住民や、関係機関、事業者などによる地域福祉活動の推進に向けた支援を行います。

ちいき ぼうさいかつどう あんぜんあんしん く かんきょう すす
また、地域の防災活動など安全安心で暮らしやすい環境づくりを進めます。

きほんもくひょう
基本目標 II

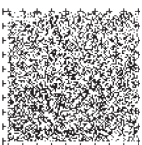
ちいきせいかつ こま よ そ そうだん しえんたいせい ととの
地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

ちいきせいかつ ふくしてき かだい たいおう せいねんこうけんせいど りようそくしん
地域生活における福祉的な課題への対応や成年後見制度の利用促進のため、
ぎょうせい せんもんきかん そうだん しえんたいせい せいび
行政・専門機関などによる相談・支援体制を整備していきます。

きほんもくひょう
基本目標 III

さまざま ちいき こま れんけい たいおう
様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

ちいき ふくしかつどう すいしん ちいき さまざま ふくしてきかだい たいおう
地域の福祉活動を推進し、地域の様々な福祉的課題に対応してい
くため、地域住民や、関係機関、事業者、行政などが連携して取り
く組んでいきます。



3つの基本目標を達成するため7つの施策を展開

みんなで創る安心して暮らし続けられるまち

も ちいきしゃかい さんか たが かんしん ささ あ
を持って地域社会に参加するため、お互いに関心をもってつながり、支え合う

施策

1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

2 住民等による地域福祉活動の推進

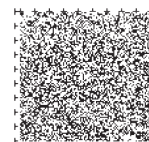
3 支え合いながら地域で生活するための環境整備

4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

6 生活困窮者への支援体制の充実

7 地域福祉推進のための連携の取組



基本目標 1

地域で安心して生活するための活動を

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

【施策の方向性】

- 地域で困りごとを抱える人を速やかに発見し、必要な支援へとつなぐことができるように、単位町内会など小地域を単位とした見守り活動を充実・拡大していきます。
- 地区福祉のまち推進センターが、見守り活動の中で把握した課題の解決に向けて、地域において調整役を担うことができるように取組を進めます。
- 福まち活動における新たな担い手の確保のために、若年層の参加促進や広報策を検討していきます。

【主な取組】

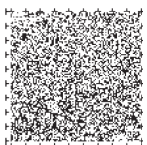
- 見守り活動や日常生活支援活動の推進
- サロン活動の推進
- 地区福祉のまち推進センター及び活動者への支援 [人材・広報]
- 課題調整の中核を担う活動者の育成

施策2 住民等による地域福祉活動の推進

【施策の方向性】

- 子どもから高齢者まで、全ての市民が自分の住む地域に関心を持つことができるように意識啓発や広報、福祉教育等を充実させます。
- 地域福祉活動に興味を持った人を実際の活動へつなげるため、ボランティアに関する研修や体験事業を行うとともに、活動に関する相談や調整の取組を充実させます。
- 支える側、支えられる側と一律に分けて考えることなく、それぞれが自分にできる活動に参加してみる意識を醸成し、多様な活動を推進していきます。

- 地域福祉活動を支えるボランティア団体やNPOの取組を支援します。
- 地域福祉に関心のある市民の多様な参加を推進するため、寄付の文化を育みます。



支援し、環境を整備します

- 地域における身近な相談役である民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるように支援します。

【主な取組】

- 地域福祉活動の情報提供、普及啓発 [人材・広報]
- 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進 [人材・広報]
- ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実
- ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援
- 各種ボランティアの養成 ●ボランティア活動センターの運営
- 寄付文化の醸成 ●民生委員・児童委員活動の支援 [人材・広報]

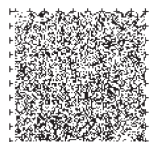
施策3 支え合いながら地域で生活するための環境整備

【施策の方向性】

- 市民や事業者、行政等が相互に協力し、誰もが自分の住みたい地域で安心して暮らし続けることができる生活基盤の整備を進めます。
- 災害時要配慮者に対する避難支援の取組を推進します。
- 災害に備え、安心して暮らしていけるよう、防災体制を強化するとともに、関係機関と緊密に連携します。
- 災害発生時における、ボランティアの円滑な受け入れ体制や医療体制の整備を進めます。

【主な取組】

- 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施 [新規]
- 福祉用具、介護用品の普及啓発 ●自主防災活動の推進
- 要配慮者避難支援対策事業の推進 ●個別避難計画作成の推進 [新規]
- 要配慮者二次避難所（福祉避難所）の運営体制整備
- 災害ボランティアセンターの体制整備
- 災害医療体制の充実・強化 [レベルアップ]



基本目標 II

地域生活の困りごとに寄り添う

施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

【施策の方向性】

- 必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅福祉に関するサービスの充実を図ります。
- きめ細かい相談支援を受けられる体制を充実させるとともに、市民にわかりやすい情報発信に努めていきます。
- 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯などに対応するため、専門機関や住民組織を包括的に結びつけるような取組を推進します。
- 福祉サービスが利用者に適切に提供されるよう、社会福祉施設や介護保険サービス事業所等の各種専門職の人員確保や資質向上、事業所の情報提供に努めます。

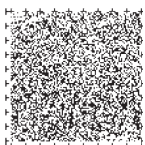
【主な取組】

- 在宅生活を支援するサービスの充実
- 相談支援機関の充実 [新規] [レベルアップ]
- 各種専門職の資質向上 ●事業者に関する情報提供

施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

【施策の方向性】

- 本市の成年後見制度の更なる利用促進に向け、制度の普及啓発を進め、正しい制度理解につながる取組を行います。
- 成年後見制度等の利用が必要な人を、速やかに利用につなげるために、必要な支援を行います。
- 権利擁護支援の担い手の確保や育成を行います。また、後見活動の支援を行います。



相談・支援体制を整えていきます

【主な取組】

- 地域連携ネットワークづくりに向けた取組 [レベルアップ]
- 制度周知の広報活動 ● 制度利用につながる相談支援・体制整備
- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 日常生活自立支援事業の利用促進と成年後見制度への移行支援
- 後見人となる人材の確保・育成・支援 [レベルアップ] ● 後見人に対する支援

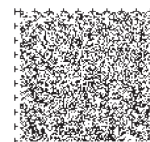
施策6 生活困窮者への支援体制の充実

【施策の方向性】

- ・ 生活に困窮する方の自立に向け包括的な支援体制を構築し、自立相談支援機関において一人ひとりの課題や状況に応じた支援プランの策定を行い、対象者に寄り添った支援を実施します。
- ・ 庁内外の様々な支援機関や住民組織と連携を深め、生活に困窮する方が制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりや地域の中における支え合いの取組を推進します。
- ・ 生活に困窮する方の働く場や社会参加の場を創出し、企業や社会福祉法人・NPOなど様々な団体や市民活動と連携した支援のネットワークを構築します。
- ・ 経済的な環境を原因として貧困が連鎖することがないように、生活に困窮する世帯の子ども学習意欲と進学意欲の向上を図ります。
- ・ 就労準備支援事業や一時生活支援事業、家計相談支援事業等の各事業を実施し、本人の状況に応じた支援を提供します。

【主な取組】

- 自立相談支援事業 ● 住居確保給付金
- 家計改善支援事業 [新規] ● 一時生活支援事業
- 就労準備支援事業 (就労ボランティア体験事業)・認定就労訓練事業
- 子どもの学習・生活支援事業 (札幌まなびのサポート事業)



基本目標Ⅲ

様々な地域の困りごとにみんなで
 連携して対応します

施策7 地域福祉推進のための連携の取組

【施策の方向性】

- 地域福祉活動における多様な主体の連携、協働を推進します。
- 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、専門機関や住民組織の連携による包括的な支援体制の整備を推進します。
- 各地区の福まち活動等におけるノウハウや情報の共有を促進します。

【主な取組】

- 地域福祉における多様な主体の連携 [レベルアップ] [人材・広報]
- 複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築 [新規]
- 地域住民の活動をつなぐ取組

（参考）

【3つの基本目標の関係について】

基本目標Ⅲについては基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱの掲載事業から連携に関係する取組が再掲される。

基本目標Ⅰ

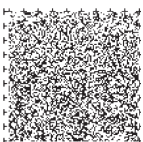
地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

基本目標Ⅱ

地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

基本目標Ⅲ



けいかく すいしん 計画の推進

けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制

● ちいきじゆうみん じぎょうしゃ ぎょうせいとう きょうどう けいかく すいしん 地域住民、事業者、行政等の協働による計画の推進

ちいきじゆうみん じぎょうしゃ ぎょうせいとう やくわり にな きょうどう してん た 地域住民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、
けいかく すいしん ひつよう 計画を推進していくことが必要です。

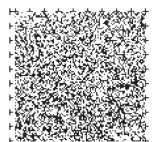
● しゃかいふくしきょうぎかい れんけい じぎょう すいしん 社会福祉協議会との連携による事業の推進

ほんけいかく とりくみ しゃかいふくしきょうぎかい れんけい ちゃくじつ すいしん 本計画の取組は、社会福祉協議会と連携し、着実に推進していきます。

せいかしひょう 成果指標

けいかく せいか きゃつかんてき かくにん しさく せいかしひょう せってい もくひょう 計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定し、目標への
しんちやく けんしょう 進捗を検証します。

しさく 施策	しひょう 指標	きじゆん 基準 (2022年度)	もくひょう 目標 (2029年度)
1	みまも かつどう じっし けいぞく ちく わりあい 見守り活動を実施・継続する地区の割合	97.75%	100%
2	ちいきかつどう さんか しみん わりあい 地域活動に参加したことがある市民の割合	39.6%	50%
3	こころ りかいど 心のバリアフリーの理解度	26.6%	60%
	こべつひなんけいかくさくせい たいしょうしゃ たい ほたら おこな わりあい 個別避難計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合	—	100%
4	せいかつ けんこう ふくし そうだんさき ちいきほうかつしえん 生活や健康・福祉の相談先として地域包括支援センターを選択する市民の割合	12.1%	16%
	しょう しゃそうだんしえんじぎょうしょ そうだんしゃ かだいかいけつけんすう 障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数 ※単年度	—	5,640 けん 件
5	せいねんこうけんせいど しみん にんちど せいどないよう し 成年後見制度の市民の認知度（制度内容を知っている市民の割合）	35.5%	50%
6	せいかつしゅうろうしえん りようしゃ しゅうろう ぞうしゅう 生活就労支援センター利用者のうち就労・増収となった人数 ※単年度	502 じん 人	1,300 じん 人
7	ふくごうてき ふくしかだいとう かか しみん しえんほうしん き 複合的な福祉課題等を抱える市民の支援方針が決まった割合（支援調整課で対応したもの）	100%	100%



SAPP_URO

さっぽろし ちいきふくし しゃかいけいかく がいようばん
札幌市地域福祉社会計画 2024 (概要版)

ねんど ねんど
【2024年度～2029年度】

れいわ ねん ねん がつはっこう
令和6年(2024年)3月発行



さっぽろ市
01-F01-23-2606
R5-1-185

はっこう さっぽろし
発行：札幌市

へんしゅう さっぽろし ほけんふくしきょくそうむふ ちいきふくし せいかつしえんか
編集：札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課

さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちようめ
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

でんわ ふあくす
電話 (011) 211-2932 FAX (011) 218-5180

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/>

